

# 店頭外国為替証拠金取引説明書 「インターネット取引コース」

平成 22 年 7 月

あい証券株式会社

本説明書は、弊社が取扱う店頭外国為替証拠金取引について、お客様と弊社との間の取引決めに関するものです。取引を開始するにあたっては、本「店頭外国為替証拠金取引説明書「インターネット取引コース」」及び「店頭外国為替証拠金取引約款」の内容を熟読していただき、ご理解ください。

本取引は、取引対象である通貨の価格変動により損失が生ずることがあります。又、多額の利益が得られる可能性がある反面、多額の損失を被る危険の伴う取引です。従って取引を開始されるにあたり、「本説明書」及び「店頭外国為替証拠金取引約款」等の内容を熟読いただき、その仕組みやリスクについて、十分ご理解の上、ご自身の財産の状況、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身の責任において取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

## 目次

店頭外国為替証拠金取引に関する重要事項について .....	P2
店頭外国為替証拠金取引のリスクについて .....	P3
1. 財産の管理方法について .....	P5
2. お取引の概要 .....	P6
3. お取引の手続きについて .....	P9
店頭外国為替証拠金取引に関する弊社における禁止行為 ..	P11
その他 .....	P12
弊社の概要について .....	P12
店頭外国為替証拠金取引に関する主要用語 .....	P13

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引「インターネット取引コース」について説明します。

## 店頭外国為替証拠金取引に関する重要事項について

あい証券株式会社(以下「弊社」といいます。)が取扱う店頭外国為替証拠金取引「インターネット取引コース」(以下「本取引」といいます。)は、取引所を介さず、弊社とお客様が相対(OTC=店頭)取引を行う店頭デリバティブ(派生商品)取引となります。従ってお客様には次の各事項の内容をよくお読みいただき、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- 本取引は、通貨の価格変動等により損失が発生する可能性のある取引です。又、本取引では決済が行われない限りスワップポイントの受払いが発生しますが、取扱通貨の金利変動により、スワップポイントが受取りから支払いに転じることがあります。本取引は、お客様が弊社に預託する証拠金の額に比べ大きな額の取引が可能ですが、その損失の額が預託された証拠金の額を上回るおそれがあります。
- 弊社が提示する取引レートのBid(お客様の売りレート)とAsk(お客様の買いレート)には、価格差(スプレッド)があります。スプレッドは相場状況の急変などにより拡大することがあり、意図した取引ができない可能性もあります。
- 弊社は、本取引のリスク管理に必要と判断した場合、証拠金額の引き上げ等の措置を講じる可能性があります。
- 本取引は、弊社とお客様との相対取引となりますが、これらの取引は次の金融機関をカバー取引相手先として弊社においてヘッジされます。
  - ・ 三井住友銀行(銀行業、監督当局:金融庁)
  - ・ シティ・クレジット・キャピタル(ラブアン)リミテッド  
(英文名:City Credit Capital (Labuan) Limited)  
(金融市場マーケット・ブローキング業務他、監督当局:Labuan Offshore Financial Service Authority (LOFSA))
- お客様からお預かりした証拠金は、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、楽天銀行若しくはゆうちょ銀行への預金、又は、三井住友銀行への金銭信託により弊社固有の財産と区分して管理しています。
- 弊社は上記により、「証拠金口」と名称を付した国内金融機関の普通若しくは当座預金口座に預金する、において弊社の定める信託保全されるべき金額を信託する等お客様からお預かりした証拠金の保全に注力していますが、弊社、上記証拠金預け先及びカバー取引相手先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金の全部又は一部が返還されない可能性がある等、お取引が損失を被る危険の全てを保護するものではありません。
- 本取引に対する手数料は、1万通貨単位あたり、売買片道で300円となります。なお、お客様の事情により電話注文をした場合、1万通貨単位あたり別途1,000円の電話注文手数料がかかります。
- お客様は、注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

## 店頭外国為替証拠金取引のリスクについて

### 【為替変動によるリスク】

本取引は、為替相場の変動リスクを伴う商品です。為替相場がお客様の予想通りに変動した場合は利益が得られる反面、為替相場がお客様の予想と反して不利な方向に変動した場合は、お客様が損失を被る可能性があります。

### 【金利変動リスク】

本取引では、お取引の決済が行われない限りスワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントは、各国の景気や政策等、様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて見直されます。そのため、その時々のお金利水準によってスワップポイントの金額が変動する可能性があります。

### 【流動性リスク】

為替相場の状況によっては、お客様が期待する為替レートでお客様が保有する建玉を決済することや新たに建玉を保有することが困難となるリスクがあります。外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際及び週初めのお取引等、弊社の通常の営業時間帯であっても為替相場の状況によっては、取引レートの提示が困難になる可能性があります。又、政治、経済及び金融情勢の変化、各国政府の規制や外国為替市場の規制、通信障害、戦争、テロ等、不測の事態による取引制限が生じる可能性があります。又、流動性の低下に伴い、弊社の提示する取引レートのスプレッドが広がる可能性があります。

### 【信用リスク】

弊社が本取引に関して取引を行う金融機関及びカバー取引相手先の信用低下が発生した場合、お客様に損失が生じる場合があります。

1. 本取引では、お客様の取引証拠金を弊社固有の財産とは区分し、三井住友銀行の金銭信託口座(以下「信託口座」といいます。)で管理しています。取引証拠金が信託口座に入金されるまでの間は、信託口座の保全対象とはなりません。その間、一時的に金融機関にて保管をしています。従ってその間、保管先である金融機関及びカバー取引相手先の財務状況悪化等の信用リスクの結果として、弊社の財務状況に影響を及ぼす可能性があります。お客様は弊社の信用リスクを負います。
2. 本取引において、弊社はお客様の未決済建玉をリスクヘッジの為にカバー取引相手先とカバー取引を行っています。カバー取引先の財務状況の悪化等により、カバー取引の実効性が確保できなくなる可能性があります。それにより弊社への財務状況へ影響を与える可能性があります。この場合にもお客様は弊社に対する信用リスクを負います。

### 【相対取引に係るリスク】

本取引は弊社が直接お客様の相手方となる相対取引であり、お客様に提示する取引レートは、インターバンク市場で提示される為替レートを基準に、その変動状況等を考慮して弊社が定めています。従って、弊社の提示する取引レートは弊社独自のものであり、インターバンク市場の為替レートと必ずしも同じではありません。又、取引所における取引とは異なり、弊社が直接お客様の相手方となる相対取引です。

### 【システム・通信リスク】

本取引において弊社がカバー取引の為に利用するシステム、あるいは弊社がお客様より注文を受付けるシステムについては、弊社、お客様又は弊社カバー取引相手先等を結ぶ通信回線トラブル、その他のシステム上の問題等のため、本取引に係るサービスの一部若しくは全てを履行できないことがあります。

### 【レバレッジ効果によるリスク】

本取引では、預託すべき証拠金に比べて大きい金額の店頭外国為替証拠金取引を行うこととなります。そのため証拠金の金額を上回る多額の利益を得る機会があると同時に多額の損失を被る可能性があります。

### 【自動決済(ロスカットルール)によるリスク】

弊社は本取引について、お客様の損失を抑制する目的でロスカットルールを設けています。お取引口座を常時モニタリングし、お客様の有効証拠金額が必要証拠金合計額の20%を下回った場合、お客様からの指示によらず、自動的に有効証拠金額が必要証拠金合計額の20%を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全てを反対売買により決済(以下「ロスカット」といいます。)します。この時、相場状況等によっては執行される価格が計算上の自動決済の水準から大きく乖離することがあり、ロスカット注文が執行されてもお客様の取引証拠金額の確保が保証されるものではありません。又、預託された証拠金以上の損失が生じる可能性があります。なお、自動決済の際も手数料が発生します。

### 【証拠金・手数料・スワップポイントの変更によるリスク】

証拠金、手数料、スワップポイントは為替相場の状況、各国の金利動向等により、変更される場合があります。それに伴い自動決済(ロスカットルール)の水準が変動し、自動決済までの値幅が縮小する、又は、自動決済となる可能性があります。

### 【損失限定注文(逆指値注文)のリスク】

損失を限定することを目的とした逆指値注文であっても、為替レートが一方向に急激に変動した場合や逆指値注文が週を越えて約定した場合には、指定した価格から大きく乖離して約定される場合があります。必ずしも損失を発注時に想定した額に留められるとは限りません。

### 【関連法令諸規則及び税制の制定若しくは変更等によるリスク】

本取引に係る関係法令諸規則及び税制の制定若しくは変更等により、弊社が提供する店頭外国為替証拠金取引に関連するサービスの一部若しくは全てを変更、停止及び中止せざるをえない可能性があります。この場合、現状より不利な条件でのお取引となる可能性があります。

現時点で考えられるリスクを上記に開示いたしましたが、これが全てとは限りません。

# 1. 財産の管理方法について

弊社では、お客様よりお預かりした証拠金について、金融商品取引法第43条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第143条から145条に基づいた区分管理を徹底しています。区分管理とは、お客様資産と弊社の業務上の運転資金を別口座で明確に区分保管し、両者が混同することがないように管理することをいいます。

## (1) 証拠金の管理保管先

「証拠金口」と名称を付した又はそれと特定することができる国内金融機関の普通若しくは当座預金口座に預金  
信託業務を営む金融機関への金銭信託

## (2) 証拠金の管理方法

お客様毎の証拠金を毎日計算し、区分管理対象額と管理保管額の照合を行い、過不足のないよう管理します。

## (3) 証拠金の保全

弊社は、上記(1)「証拠金口」と区分した国内金融機関の普通若しくは当座預金口座に預金する 信託保全対象額を金銭信託口座に維持する等の措置を講じていますが、弊社、上記証拠金預け先及びカバー取引相手先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金の一部又は全てが返還されない等、お客様が損失を被る危険の全てを保護するものではありません。

## (4) 信託保全

弊社はお客様からお預かりした資産を保全することを目的として、三井住友銀行と信託契約を締結し、信託保全対象額を信託口座にて区分管理しています。

### [信託保全の対象]

信託保全の対象は、日本時間の特定の日(の)の午前7:00(米国におけるサマータイムの期間中は日本時間午前6:00、以下同様)からその翌日(以下「計算日」といいます。)の午前7:00までの取引について、計算日の午前7:00を基準時点とした有効証拠金の金額(信託保全対象額)となります。

弊社では、毎日上記の計算により「信託保全対象額」を確定し、この確定金額以上の額を計算日の翌日から起算して2営業日以内に信託口座内に保全します。

信託保全した財産は、弊社が万が一経営破綻した場合にも、債権者が強制執行・仮差押・仮処分等ができないことになっています。従って弊社に支払停止、破綻等の事由が生じた場合にも、信託保全された信託保全対象額は、三井住友銀行から信託管理人を通じて、清算時のお客様毎の有効証拠金を基準としてお客様に確実に返還されます。又、受託信託銀行が破綻した場合にも、受託信託銀行の固有の財産とは区分されるため、信託保全対象額は保全されます。

弊社に支払停止等が発生した場合、お客様の信託保全対象額は以下の手順でお客様に返還されます。

弊社に支払停止等が発生

↓  
三井住友銀行から信託管理人へ、その時点で信託保全されている信託保全対象額を返還

↓  
信託管理人による有効資金の算出      お客様の本人確認等を行います。

↓  
本人確認を行った後、信託管理人からお客様へ、お客様毎の信託保全対象額を返還します。

### [注意事項]

本信託保全はお客様からお預かりした円資産を保全対象としています。

本信託保全は、お取引の元本を保証するものではありません。為替レートの急激な変動によっては、お客様の元本を超える損失が発生する可能性があります。

本信託は日々リアルタイムに行われるものではありません。従ってお客様が弊社に預託した時点から信託保全が行われるまでのタイムラグによる与信リスクが生じます。従ってお客様が弊社に預託された時点の有効証拠金とお客様に返還される信託保全対象額は一致しない場合があります。

弊社に万が一の事態が発生した場合、その時点の有効証拠金を上限として信託管理人からお客様に円資産が返還されます。その際、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認手続きが必要となります。従ってお客様の個人情報を信託管理人及び信託保全先の三井住友銀行に提供することがあります。

信託保全先の三井住友銀行は、お客様の信託財産の返還を保証するものではありません。又、信託管理人の運営及び管理の責任を一切負うものではありません。

## 2. お取引の概要

本取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

(1)本取引は、お客様が行う外国為替取引の金額の一部を事前に証拠金として預け入れ、その証拠金を担保として行う外国為替直物取引であり、当該取引日から起算して 2 銀行営業日後を決済日とするもので、決済日までに反対売買による差金決済を行う。決済日にお取引の総代金をもって取引外国通貨の受渡しによる決済を行う。又は 上記 若しくは による決済が行われない場合には、基軸通貨と対象通貨の通貨間金利差(以下「スワップポイント」といいます。)の受払いにより決済日を翌銀行営業日に繰り延べる(以下、 を「ロールオーバー」といいます。)、という特約が付いたものをいいます。

(2)次の事項については、お客様からの指示・同意に基づき行います。

- ・ 店頭外国為替証拠金取引の種類、取引対象通貨等及び期限
- ・ 店頭外国為替証拠金取引の件数又は数量
- ・ 店頭外国為替証拠金取引の対価の額又は約定数値
- ・ 店頭外国為替証拠金取引の売買の別その他これに準ずる事項
- ・ 既に成立している店頭外国為替証拠金取引を期限前に決済すること(但し、お客様等の事由により当該店頭外国為替証拠金取引にかかるお客様等の債務が履行されない又は履行されないおそれがある場合に、弊社が期限前に決済することを除く。)

(3)本取引において、弊社は Bid(お客様の売りレート)と Ask(お客様の買いレート)を同時に提示しています。又、Bid と Ask の間には、スプレッド(価格差)があり、Ask は常に Bid よりも高く設定されています。但し、スプレッドは相場状況又は相場の変動や流動性の影響により拡大することがあります。

(4)証拠金を預託し、その返還を受ける方法は次の通りです。

- ・ 証拠金の預託は、弊社名義の金融機関口座への入金を弊社が確認し、お取引口座への反映処理が完了した時点をもってお客様のお取引口座の現金残高とします。なお、入金にかかる振込手数料はお客様負担となります。
- ・ 証拠金の返還は、弊社が日本の銀行営業日の午後 1:00 までにお客様からのお電話又は書面による出金要請を受理した場合には、当該受理をした日から日本の 4 銀行営業日以内(原則翌銀行営業日)にお客様が指定するお客様名義の金融機関口座宛に振込むことにより行います。午後 1:00 を過ぎた場合は、さらにその 1 銀行営業日後となります。なお、出金にかかる送金手数料等は、お客様負担となります。

(5)お客様が弊社との契約後に行う、本取引の注文方法、決済方法は次の通りであり、また、お客様の口座は次の通り管理されます。

### 注文方法

- ・お取引は、インターネット注文によります。
- ・全ての通貨ペアについて、1 万通貨単位での注文となります。1 回に注文できる数量は、1,000 万通貨単位を上限とします。

### 決済方法

- ・お取引は、原則として決済日までに反対売買による差金決済を行うことにより当該取引を決済することができます。但し、お客様の必要に応じて決済日にお取引の総代金をもって取引外国通貨の受渡しによる決済を行うことにより、当該お取引を決済することができます。その場合は弊社が定める手数料を別途お客様に請求するものとします。

### 建玉の上限

- ・1 取引口座あたりの建玉の上限は、10,000 万通貨単位とします。

### 口座管理

- ・お客様は全てお取引口座で管理されます。
- ・お取引を開始するためには、新規の売買注文を発注するために必要となる証拠金(以下「必要証拠金」といいます。)をお取引口座にご入金いただくか、又はお取引口座の使用可能証拠金が当該必要証拠金以上であることが必要となります。
- ・弊社は、お客様のお取引口座を常時モニタリングし、お取引口座の有効証拠金額が必要証拠金合計額に対して 20% を下回った場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が必要証拠金合計額の 20% を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全部を反対売買により決済します。その際に決済される未決済建玉は通貨ペアに関係なく、直近に建てられた未決済建玉から決済します(自動決済(ロスカットルール A))。インターバンク市場における相場状況及び為替相場の急激な変動等により、結果として必要証拠金合計額の 20% がお取引口座に残らないことがあります。なお、自動決済の際にも決済手数料が発生します。

- ・弊社は、お客様のお取引口座を各営業日の取引時間終了時点でモニタリングし、お取引口座の有効証拠金額が法定の計算後の想定元本額に対して 2%を下回っていた場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が法定の計算後の想定元本額に 2%を乗じて得た額を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全部を反対売買により決済します。その際に決済される未決済建玉は通貨ペアに関係なく、直前に建てられた未決済建玉から決済します(自動決済(ロスカットルール B))。なお、自動決済の際にも決済手数料が発生します。
- ・追加証拠金制度は採用していません。

(6)必要証拠金の概要は次の通りです。

通貨ペア

- ・米ドル/円、ユーロ/円、英ポンド/円、豪ドル/円、NZドル/円、スイスフラン/円、カナダドル/円、ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、NZドル/米ドル、米ドル/スイスフラン、米ドル/カナダドル、ユーロ/英ポンド、ユーロ/スイスフラン、英ポンド/スイスフラン
- ・通貨ペアは弊社が追加又は変更する場合があります。

必要証拠金

- ・証拠金は弊社が経済情勢の変化等に伴い決定、変更します。又、現在は一定額での必要証拠金ですが、弊社が必要と判断した場合には、比率による必要証拠金額を設定する可能性があります。
- ・お取引開始のため必要となる必要証拠金の金額(平成 22 年 7 月 12 日現在)は次の通りです。

[1 万通貨単位あたりの必要証拠金]

通貨ペア	必要証拠金	取扱ペア	必要証拠金
米ドル/円	30,000 円	ユーロ/米ドル	30,000 円
ユーロ/円	30,000 円	英ポンド/米ドル	40,000 円
英ポンド/円	40,000 円	豪ドル/米ドル	30,000 円
豪ドル/円	30,000 円	NZドル/米ドル	30,000 円
NZドル/円	30,000 円	米ドル/スイスフラン	30,000 円
スイスフラン/円	30,000 円	米ドル/カナダドル	30,000 円
カナダドル/円	30,000 円	ユーロ/英ポンド	30,000 円
ユーロ/スイスフラン	30,000 円	英ポンド/スイスフラン	40,000 円

必要証拠金変更の条件及び適用日

- ・原則として、各通貨ペアの必要証拠金率はレバレッジ 20 倍から 50 倍(想定元本当たり 2%から 5%)を目途に設定していますが、ボラティリティやカントリーリスク等を考慮し、合理的な範囲で変更させていただく場合があります。また、変更適用日はその都度定めます。

必要証拠金変更の適用

- ・必要証拠金変更は、適用日以前の建玉及び新規指値注文にも適用されます。また、必要証拠金が増額された場合、お取引口座の状況によっては、ロスカットが発生する可能性があります。

(7)その他お客様の判断に影響を与える重要な事項

営業日・取引時間

- ・本取引の営業日は、原則として土曜日、日曜日、元旦及びカバー先金融機関の休業日を除く平日となります。お取引時間は、当該営業日にあっては原則 24 時間取引が可能です。但し、システムメンテナンスやカバー取引の点から、以下の通り火曜日から金曜日は 5 分間程度の取引休止時間があります。又、特別に休業日を設ける場合や取引時間を変更する場合には、別途ご連絡させていただきます。

	お取引可能時間	取引休止時間(メンテナンス)
通常	月曜日 午前 8:00 ~ 土曜日 午前 6:00	火曜日から金曜日 午前 7:00 ~ 午前 7:05
米国サマータイム	月曜日 午前 8:00 ~ 土曜日 午前 5:00	火曜日から金曜日 午前 6:00 ~ 午前 6:05

取引手数料

- ・1 万通貨単位あたりのお取引に対する手数料は、売買片道で 300 円となります。
- ・お客様の事情により、電話取引をした場合、1 万通貨単位あたり別途 1,000 円の電話注文手数料がかかります。
- ・手数料の徴収は、新規注文、決済注文がそれぞれ約定した時にお取引口座において行われます。
- ・受渡し決済の場合は、弊社が定める受渡し手数料を別途お客様に請求するものとします。

呼値の単位

- ・1 万通貨単位あたり、米ドル/円等の対円通貨ペアは 0.01 円(1 銭)、ユーロ/米ドル等の外貨建て通貨ペアは 0.0001 通貨単位とします。

#### 価格の決定方法

- ・店頭外国為替証拠金取引に適用される為替レートは、お取引の時間に近接した時間においてインターバンク市場で提示される為替レートを基準として弊社カバー先金融機関等が提示した価格に、弊社が市場動向、市場競争力等を勘案し、通常0から5銭(ポイント)を加えて提示するものです。弊社が提示する為替レートは、インターバンク市場における為替相場状況により変動しますので、その変動状況によっては、お客様の期待する為替レートを提示できない場合があります。

#### スワップポイント

- ・スワップポイントは通貨間金利差に取引日から決済日まで、又は前回決済日から決済日までの変動日数を乗じて計算され、繰り延べ(ロールオーバー)する毎に受払いされます。
- ・経済情勢の変化や金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて、弊社はスワップポイントを日々見直し、変更することができます。
- ・同一の通貨ペアにおいて、お客様がお受取になるスワップポイントとお支払になるスワップポイントには差があります。

#### ロスカットルール

- ・ロスカットの内容については、「2. お取引の概要」の(5)をご参照願います。
- ・ロスカットが設けられている場合であっても、為替相場の急激な変動により証拠金の額を上回る損失が発生するおそれがあります。

(8)本取引により発生した利益(為替差益、スワップポイントの受取り等)については、個人のお客様の場合、原則、「雑所得」として総合課税の対象となります。なお、年間(1月1日から12月31日まで)で通算したその合計額が利益となった場合には、一定の場合を除き確定申告義務があります。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

(9)主要な用語については、「店頭外国為替証拠金取引に関する主要用語」をご参照願います。



ご連絡ください。担当部署よりお客様の登録住所宛に所定の「口座解約届」を郵送いたします。必要事項を記入し、届出印を捺印後、弊社宛にご返送ください。記入内容を確認後、取引口座解約の手続きをいたします。

(9)その他

弊社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに弊社の担当部署若しくは取扱責任者に直接ご照会ください。

**本取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは弊社にお尋ねください。**

## 店頭外国為替証拠金取引に関する弊社における禁止行為

金融商品取引業者(弊社)は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした取引、又はお客様のために取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されています。

1. 店頭外国為替証拠金取引契約(お客様を相手方とし、又はお客様のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいう。以下同じ。)の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
2. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
3. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為(但し、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限る。)に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘を除く。)
4. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘する行為
5. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客様が予め当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。以下同じ。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客様が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘行為を継続する行為
6. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
7. 店頭外国為替証拠金取引について、お客様に損失が生ずることになり、又は予め定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
8. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
9. 店頭外国為替証拠金取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
10. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
11. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
12. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。)
13. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
14. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
15. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
16. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様に予め明示しないで当該お客様を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
17. 予めお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
18. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
19. 外国為替証拠金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他の予め定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しない行為(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除く。)
20. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。)の勧誘その他これに類似する行為をすること
21. 通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引を含みます。22.において同じ。)につき、顧客が預託する証拠金

額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官の定める額(平成 22 年 8 月 1 日以降は想定元本の 2%、平成 23 年 8 月 1 日以降は同じく 4%。以下同じ。)に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

22. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官の定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

## 【その他】

1. 別添にある弊社「個人情報保護宣言」をご一読いただいた上、同方針に従い弊社がお客様の個人情報を取扱うことにご同意願います。
2. 別添にある弊社「勧誘方針」をご一読願います。

## 【弊社の概要について】

弊社の概要は次の通りです。

商号	あい証券株式会社
加入協会	日本証券業協会 社団法人金融先物取引業協会
設立	平成 17 年 6 月 15 日
代表取締役	黎 瑞芬(ライ・スイファン・クラリス) 加藤 文典
本店所在地	〒106-6007 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー7 階
資本金	6 億円(平成 22 年 3 月 31 日現在)
事業内容	店頭外国為替証拠金取引業務 店頭証券派生商品 CFD 取引業務 店頭商品派生商品 CFD 取引業務
登録番号	関東財務局長(金商)第 236 号 第一種金融商品取引業
お客様相談窓口	コンプライアンス部 TEL:03-3568-5088 FAX:03-3568-5099 (受付時間 平日午前 9:00 ~ 午後 6:00) E-mail: <a href="mailto:info@isec.jp">info@isec.jp</a>

本取引に関するお問合せは、上記の連絡先で承ります。

平成 19 年 9 月 30 日 施行  
平成 21 年 12 月 7 日 改訂  
平成 22 年 3 月 10 日 改訂  
平成 22 年 7 月 12 日 改訂

## 店頭外国為替証拠金取引に関する主要用語

---

### 店頭外国為替証拠金取引「インターネット取引コース」

お客様と弊社が弊社の定める「店頭外国為替証拠金取引約款」の規定に従い、インターネットにより取引を行う店頭外国為替証拠金取引の名称のことをいいます。

### 金融商品取引業者

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

### 店頭金融先物取引

店頭外国為替証拠金取引のように、金融先物取引所が開設する取引所金融市場及び外国金融市場によらず相対で行われる通貨、金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

### 店頭デリバティブ取引

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらず、相対で行われるデリバティブ取引をいいます。

### お取引口座

弊社がお客様とのお取引内容及び残高をお客様毎に記録・計算するための区分のことをいいます。

### 営業日

土曜日、日曜日、元旦及びカバー取引先金融機関の休業日を除く平日で、月曜日については日本時間午前 8:00 から翌午前 7:00 までを 1 営業日とし、火曜日から木曜日については日本時間午前 7:00 から翌午前 7:00 を、金曜日については日本時間午前 7:00 から翌午前 6:00 を 1 営業日とします。但し、米国サマータイムの期間は月曜日の日本時間午前 8:00 から翌午前 6:00 までを、火曜日から木曜日は日本時間午前 6:00 から翌午前 6:00 までを、金曜日は日本時間午前 6:00 から翌午前 5:00 までを 1 営業日とします。米国サマータイムが適用される期間は、弊社が別途定めます。

### メンテナンス時間

システムメンテナンスのため火曜日から金曜日の日本時間午前 7:00 から午前 7:05 (米国サマータイムの期間は日本時間午前 6:00 から午前 6:05) まで 5 分間程度の取引休止時間があります。メンテナンス時間の間は、注文の発注、約定、取り消し及び変更が行えません。

### 値洗い損益(評価損益)

お客様のお取引口座内の未決済建玉を弊社が定めるインターバンク市場を参考にした評価レートにより円建てで時価評価した損益額をいいます。

### 精算時間

全てのお取引口座に対し、弊社が指定する値洗いを行う時刻のことをいいます。

### 決済日

当該お取引が行われた営業日より起算して 2 銀行営業日後をいいます。この場合の銀行営業日における銀行とは、基軸通貨又は対象通貨を発行する国の銀行を指します。

### 取引レート

インターバンク市場で提示される為替レートを基準に、その変動状況を考慮して弊社が決定する取引が可能なレートのことをいいます。同一の通貨ペアにおいて、弊社が提示する取引レートの Bid(お客様の売りレート)と Ask(お客様の買いレート)には、価格差があります。

### スワップポイント

通貨ペアにおける基軸通貨と対象通貨の通貨間金利差のことをいいます。例えば、通貨ペアが「米ドル/円」の場合には、米ドルと日本円の通貨間にある金利差を調整する金額で設定され、繰り延べ(ロールオーバー)する毎に発生します。同一の通貨ペアにおいて、お客様がお受取りになるスワップポイントとお支払いになるスワップポイントには差があります。

### ロールオーバー

未決済建玉について、スワップポイントの受払いを行うことにより、決済日を翌銀行営業日に繰り延べることをいいます。通常は営業日が切り替わるたびに繰り延べ(ロールオーバー)が行われますが、日本の休日と海外の休日の組み合わせにより、営業日が替わってもロールオーバーが行われないことがあります。

## 基軸通貨と対象通貨

「基軸通貨」とは交換レートを提示するときの基準となる通貨であり、「対象通貨」とはその交換の対象となる通貨のことをいいます。例えば、通貨ペアが「米ドル/円」の場合には、基軸通貨は「米ドル」で、対象通貨は「円」になります。

## 証拠金

お客様が弊社と取引を行う上で生じる一切の債務を担保するために必要な保証金のことをいいます。証拠金はお客様による入出金のほか、売買損益の発生、スワップポイントの支払い、諸手数料の発生等により変動します。

## 必要証拠金

お客様が新規の売買注文を発注するために必要となる証拠金額をいいます。

## 現金残高

お取引口座の預かり金のことをいいます。お客様がご入金された金額に加えて、お取引により生じた売買損益やスワップ損益、諸手数料が反映されます。

## 有効証拠金

お取引口座の実質的な残高のことをいいます。

【計算式】有効証拠金 = 現金残高 + 値洗い損益 - 出金予定額

## 使用可能証拠金

新規注文のための必要証拠金に利用することが可能なお取引口座の残高のことをいいます。

【計算式】使用可能証拠金 = 有効証拠金 - 必要証拠金合計額

本取引では、上記の計算式の通り、値洗い損益額を新規の売買注文を発注するための証拠金として利用することが可能です。

## 出金予定額

お取引口座において、お客様がご自身の金融機関口座への出金を指示した金額のことをいいます。有効証拠金の計算では、現金残高から差し引かれます。

## 反対売買による決済

未決済建玉を転売又は買戻しすることにより差金決済することをいいます。

## 受渡しによる決済

決済日に繰り延べ(ロールオーバー)を行わずにお取引の総代金をもって売り付けた通貨を引き渡し又は買い付けた通貨を受け取ることで決済することをいいます。

## ロスカットルール

弊社はお客様のお取引口座を常時モニタリングし、お取引口座の有効証拠金額が必要証拠金合計額に対して 20%を下回った場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が必要証拠金合計額の 20%を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全てを反対売買により決済します。その際に決済される未決済建玉は通貨ペアに関係なく、直近に建てられた未決済建玉から決済します。インターバンク市場における相場状況及び為替相場の急激な変動等により、結果として必要証拠金合計額の 20%がお取引口座に残らないことがあります。なお、自動決済の際にも決済手数料が発生します。この他、弊社では、金融商品取引法における証拠金倍率規制に関する取扱いをロスカットルールに準じて定めています。

## カバー取引

弊社がお客様と行う店頭外国為替証拠金取引をヘッジするために金融機関等と行う取引のことをいいます。

## レバレッジ効果

本取引では、預託すべき証拠金に比べてより大きい金額の店頭外国為替証拠金取引を行うこととなります。そのため証拠金の金額を上回る多額の利益を得る機会があると同時に多額の損失を被る可能性があることをいいます。

## 信託保全対象

信託保全の対象は、毎日の計算日の日本時間午前 7:00(米国サマータイムの期間は日本時間午前 6:00)時点での有効証拠金の金額(信託保全対象額)となります。

あい証券株式会社( i SECURITIES Co., Ltd.)  
〒106-6007 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー7 階  
TEL:03-3568-5088 FAX:03-3568-5099 E-mail:info@isec.jp